

個人情報保護法の施行、患者と看護職の新たな関係創りと課題

「司会のことば」

宇都由美子 鹿児島大学医学部附属病院医療情報部 助教授

「過剰反応に疑問の声」という記事が、地方紙ではあるが最近新聞紙上に掲載され目を引いた。本年4月に全面試行された個人情報保護法は本来、個人情報を適切に管理活用するはずであるにもかかわらず、情報隠しと受け取られかねない運用が目につくという指摘である。個人情報を守るといっても、何のために、どこまでやればいいのか分からないというのが、多くの医療関係者の本音ではなかろうか。病室の名札が外され、外来患者を番号で呼び出すなど、病院によっては過剰なまでに目的が見えない匿名化を進めているところもある。

これまでも、医療福祉分野においては、守秘や患者の権利の尊重という立場に立った取り組みがなされており、それを法制化したからといって動揺する必要はないはずである。しかし、自己の情報のコントロール権については、インフォームド・コンセントに基づく医療や看護の推進に努めているとはいえ、「説明不十分な医療従事者と判断したがる患者」の図式から抜け出しきれない現状があり、その経験不足が医療関係者を萎縮させ、個人情報の適切な管理、活用に二の足を踏ませている。不必要な患者の匿名化、記号化は、医師や看護師の仕事をより複雑化し、医療事故のリスクを高めかねない。

医療機関は質の高い医療や看護を提供したいと取り組んでおり、一方患者は安心して治療を受けたいと願っている。両者のニーズは明確に一致しているという基盤に立てば、個人情報保護法の施行に伴う両者の認識や行動変容のあるべき姿が、必然的に見えてくるはずである。

本シンポジウムが開催される11月は、個人情報保護法施行後8ヶ月が経過しており、多分に診療現場も導入初期の混乱を克服し、その対応に冷静さを取り戻しつつある頃ではないかと拝察している。しかし、「これまで事故が起きなかったから」という油断が、改善の必要なところまで見逃してしまっているかもしれない。開示に耐えられる記録であるか、個人情報の保有状態やそのリスクの評価を行っているか、組織として患者の自己決定権をどのように担保していくか、など、医療従事者が真摯に受け止め適切な対応をしていかなければならない課題は少なくない。

本シンポジウムでは、個人情報保護法に造詣の深い東京大学の山本隆一先生に、保護法と診療現場の改革のあるべき姿をお話いただき、次いでN T T 関東病院の坂本すが看護部長に、患者参加のチーム医療の実現に向けた取り組みについて問題提起していただく。そして、伊藤喜三郎建築事務所の鈴木光一氏に、病院の役目や特性を考慮し、保護法の面から見たナースセンターなどの危険度とその対策について、建築家の立場という異業種からの学びを期待したい。最後にN E C システムテクノロジーの小川信雄氏に、医療IT化が進む中、保護法から見たコンピュータシステムの長所と限界、さらにそれを利用する人間系の補完的役割について提言していただく。それぞれの領域の第一線でご活躍中のシンポジストと会場の皆様と、時宜を得た議論が行えることは望外の喜びである。